

平成 27 年 6 月 23 日

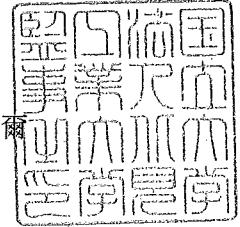
国立大学法人北見工業大学

学 長 高 橋 信 夫 殿

国立大学法人北見工業大学

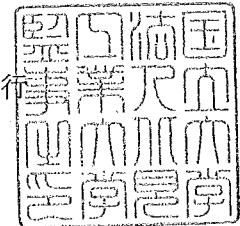
監 事

前 畠



監 事

佐 藤 正 行



#### 平成 26 年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成 26 年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第 8 条第 1 項に従い、「平成 26 年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

## 平成 26 年度監事監査結果報告書

私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 事業年度における国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「平成 26 年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いましたが提出書類による書面監査等も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって平成 26 年度は、第 2 期中期計画の目標達成に向けた完成年度である平成 27 年度を見据えるとともに、第 3 期中期計画策定のマルクマールとなるべき重要な年度である、との認識に立ち、今次監事監査においては、講じられるべき必要な内部統制システムやガバナンスの機能強化に向けて、本学が平成 26 年度に留意した取り組みにも着目し、監査を実施しました。
- (4) 実地監査は、監査計画に従い隨時実施するとともに、平成 27 年 6 月 9 日に、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等から、予め提出された監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて係長等からも聴取しました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる、月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表、各種帳簿・帳票類、証拠書類、現預金、固定資産、契約書類等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について、詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることとしました。

- (6) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、教育研究評議会、経営協議会、役員会など本学の管理運営に係る重要な会議などに構成員等として出席し、必要な意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終承認者として、閲覧を行いました。
- (7) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 平成 26 事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営、処理されているものと認められます。
- (2) 第 2 期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、平成 26 事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。なお、平成 26 事業年度を越えて、本学の第 2 期及び第 3 期中期目標・中期計画に係る対応に鑑みて、重点事項を含め、次事項にて監査所見を記します。
- (3) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。  
②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の平成 27 年 3 月 31 日現在の財務状態並びに平成 26 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。  
③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。  
④事業報告書は、本学の平成 26 年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。  
⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って平成 26 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (4) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。平成 26 事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (5) 給与水準に関しては、平成 26 事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (6) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

### 3. 監査所見

私たち監事は、国立大学法人北見工業大学にとって平成 26 年度は、第 2 期中期目標・中期計画（平成 22～27 年度）の目標達成に向けた完成年度である平成 27 年度を見据えるとともに、第 3 期中期計画策定のメルクマールとなるべき重要な年度である、との認識に立ち、本学の全ての役職員が渾然一体となって、将来を担うべく人材育成に資する様々な教育研究活動、社会貢献活動等の充実に向けた事業展開に不断の努力を傾注したことを認めるものであります。一方、現下において、第 3 期中期目標・中期計画期間（平成 28～33 年度）へ向けた国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化は、各国立大学法人の存立の基盤に多大な影響をもたらしかねない所与の課題が見て取れます。これらの状況を踏まえつつ、監事監査を通して本学が平成 26 年度に鋭意対応された取り組み等について、若干の監査所見を記します。

本学は、第 2 期中期計画期間の平成 25 年 11 月に文部科学省によって示された国立大学改革プランに則り、国立大学法人を取り巻く環境変化等にも十分留意し、本学の更なる機能強化にむけた「ミッションの再定義」を行うとともに、第 2 期中期目標期間で改革加速期間と位置づけられた平成 26 事業年度は、新執行部のもと、教育研究活動並びに社会貢献活動等の機能強化を図るため更なる体制整備の構築を図り、また、ガバナンス体制の強化に向けた取り組みに特段の意を用いたことが認められる。

平成 26 年 6 月の独立行政法人通則法改正を踏まえ、且つ「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び「同省令」に基づき、法律の施行日である平成 27 年 4 月 1 日に向けて、改正法の趣旨を踏まえつつ、主体的、自立的に内部規則等を含めた

ガバナンスの総点検・見直しに鋭意取り組まれたことが認められる。平成 26 年度中に 3 回に亘り開催された学長主催の「全学説明会」においては、学内外の現状分析をも踏まえ、本学の機能強化に向けた戦略・将来構想が示されるとともに、今次法改正の趣旨について周知の図られたことが確認される。主務省からの改正法施行通知発出を受けた同年 8 月以降は、学内で多段階、網羅的に総点検・見直しが実施され、所与の改正事項及び進捗状況等については、教育研究評議会、経営協議会、役員会、学長選考会議、教授会等の重要な会議体で報告、諮られたことが確認される。なかんずく、今次法改正に伴う本学の大学組織規則をはじめとする主要な 15 の改正規程等については、約 100 に亘る内部規則等の法的整合性も十分考慮した改正が実施されたことが認められ、監事自らも、改めて係る規程等改正の検討体制及びプロセスを確認するとともに、平成 27 年 3 月 17 日の教育研究評議会及び同月 18 日の経営協議会での最終審議において適切な対応の図られたことが認められる。第 3 期中期目標・中期計画策定に向けた様々な取り組みに際しても、従前にも増して、本学の更なる機能強化へ向けてのガバナンス体制の整備が必要不可欠と考える。今次果たし得た成果同様、引き続き、全学が一体となって必要な措置を講ずることを期待したい。

本学は、これまで「研究推進機構」に 3 本部 7 センターを配し、また「学術情報機構」の下に図書館、情報処理センターの設置をみているが、平成 26 年度に、平成 27 年度に向けて、新たに「教育支援機構」と 2 センターから成る「社会連携推進機構」の設置の決定が確認される。また「教育支援機構」には、従来ある 3 センターに加えて「生涯教育支援センター」の設置の決定が認められる。

「教育支援機構」は、入学、就学時等における様々な教育・学生支援をより組織的、効果的に図れるばかりでなく、「生涯教育支援センター」の設置は、様々な社会構造の急激な変化に柔軟に対応すべき「社会人の学び直し」に道を開くものと認められる。今後検討が促進されることを大いに期待したい。また、本学において、「ミッションの再定義」で極めて重きを置いている地域連携、社会貢献に関する取り組みは、この度の「社会連携推進機構」の設置によって全学的取り組みを容易にするものであり、一層、地域貢献、国際交流、産学官連携等の推進を強力に図れるものと認められる。機構内それぞれの機能の統合メリットを最大限に活かし、広範囲に亘る業務等を一元化することにより、より質の高いサービス提供に努める措置を積極的に講じたことが確認される。ガバナンスの観点からも、運営組織の役割分担の明確化とともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立が図られることになり、顕著な対応と高く評価ができる。今後、更に 4 つの機構間の緊密な連携を図るとともに、学内外の関係各署等との連携、協力も得て、適切且つ着実な運用の図られることを期待したい。

学長の強力なリーダーシップのもとで、本学の機能強化の最大化を目指すためのガバナンス体制を構築することは、今次改正法の趣旨に照らしても、また、喫緊の課題への対応や先進的取り組みを推進するためにも極めて重要と云える。本学は、平成26年度、新たに「学長企画室」を設置し、平成26年度は、地域課題解決に向けた寒冷地域における農業への「工学的」観点からの取り組みや地域雇用創出についての検討を行い、地方公共団体との協力体制構築に向けた検討、交流の図られたことが認められる。本学は、従来から、社会に貢献するための理念と使命を定め、この使命を遂行するための基本目標の一つに「地域社会貢献」を掲げている。更に、今般の本学の「研究」及び「社会貢献」に係る「ミッションの再定義」の観点からも、また、国が一体となって実施する主要政策との係りからもこの取り組みは、頗る有意なものと評価ができる。一方、産学官連携による取り組みには、本学にとっても、従来の事業運営と相違する新たな業務フローが生じることも十分踏まえた柔軟な体制整備が必要になることも想定される。事業の持続可能性をより確かなものにするためのヘッドクオーターとしての「学長企画室」の今後の取り組みに注目したい。

運営費交付金は、国立大学法人が安定的・持続的に教育研究活動等を行うための必要不可欠な基盤的経費であり、その骨格を成していることは周知の事実である。

本学の経常的収入は、運営費交付金、自己収入（授業料、入学料、検定料等）、外部資金（共同研究、寄附金等）、競争的資金（科研費補助金等）、施設整備費補助金などで構成されており、平成26年度の本学の経常収益に占める運営費交付金収益比率は56.8%であることが確認される。本学においては、外部資金や競争的資金獲得にも意を用い、その獲得に向けた取り組みが鋭意なされていることが認められるが、引き続き、安定的な運営費交付金の確保は必須であると考える。

一方、国立大学法人の第1期中期目標期間の運営費交付金の算定については、効率化などの経営努力により、一定の削減を求める「効率化係数」により、対象となる事業費の一率1%の減額を求め、また、第2期中期目標期間は、第1期の「効率化係数」を廃止し、期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進することを目的とした「大学改革促進係数」を新たに創設し、この係数を活用して財源の確保を行ったうえで、改革に積極的に取り組む国立大学法人に対して重点支援を行うため、従来の特別経費とは別に運営費交付金が増額となる配分の仕組みを導入したことなどが確認される。

文部科学省では、第3期中期目標・中期計画期間における国立大学法人運営費交付金の在り方が検討され、各国立大学法人の機能強化の方向性等に応じた重点配分、また、学長裁量による経費区分等、抜本的な制度設計への方針の示されることが仄聞される。現段階において未だ不明瞭な点もあり、本学も、第3期中期目標・中期計画の策定と初年度に当たる平成28年度予算の策定に向け、大変苦慮されるところであると思料され

るが、いずれにしても、結果として、運営費交付金の大幅な縮減は、事業の運営に支障をきたす恐れもあると懸念もされる。今後とも、主務省である文部科学省とは引き続ききめ細やかな連携を図り、万全の方策を練られることを期待して止まない。

以上

平成 27 年 6 月 23 日

国立大学法人北見工業大学

監事 前晉爾 印

監事 佐藤正行 印